

全国健康保険協会定款の一部変更について（案）

全国健康保険協会定款中、第40条の2、第55条の2、別表3の2及び別表7を追加、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6を変更し、附則を次のように定める。

（子ども・子育て支援金率）

第40条の2 法第160条の2第1項の規定に基づき定める子ども・子育て支援金率は、別表3の2に定める率とする。

（子ども・子育て支援金率）

第55条の2 船保法第122条の2第1項の規定に基づき定める船員保険の子ども・子育て支援金率は、別表7に定める率とする。

別表2（第37条及び第39条関係）

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	10.28%	3.24%	7.04%
青森県	9.85%	3.24%	6.61%
岩手県	9.51%	3.24%	6.27%
宮城県	10.10%	3.24%	6.86%
秋田県	10.01%	3.24%	6.77%
山形県	9.75%	3.24%	6.51%
福島県	9.50%	3.24%	6.26%
茨城県	9.52%	3.24%	6.28%
栃木県	9.82%	3.24%	6.58%
群馬県	9.68%	3.24%	6.44%
埼玉県	9.67%	3.24%	6.43%
千葉県	9.73%	3.24%	6.49%
東京都	9.85%	3.24%	6.61%
神奈川県	9.92%	3.24%	6.68%
新潟県	9.21%	3.24%	5.97%
富山县	9.59%	3.24%	6.35%
石川県	9.70%	3.24%	6.46%

福井県	9. 71%	3. 24%	6. 47%
山梨県	9. 55%	3. 24%	6. 31%
長野県	9. 63%	3. 24%	6. 39%
岐阜県	9. 80%	3. 24%	6. 56%
静岡県	9. 61%	3. 24%	6. 37%
愛知県	9. 93%	3. 24%	6. 69%
三重県	9. 77%	3. 24%	6. 53%
滋賀県	9. 88%	3. 24%	6. 64%
京都府	9. 89%	3. 24%	6. 65%
大阪府	10. 13%	3. 24%	6. 89%
兵庫県	10. 12%	3. 24%	6. 88%
奈良県	9. 91%	3. 24%	6. 67%
和歌山县	10. 06%	3. 24%	6. 82%
鳥取県	9. 86%	3. 24%	6. 62%
島根県	9. 94%	3. 24%	6. 70%
岡山県	10. 05%	3. 24%	6. 81%
広島県	9. 78%	3. 24%	6. 54%
山口県	10. 15%	3. 24%	6. 91%
徳島県	10. 24%	3. 24%	7. 00%
香川県	10. 02%	3. 24%	6. 78%
愛媛県	9. 98%	3. 24%	6. 74%
高知県	10. 05%	3. 24%	6. 81%
福岡県	10. 11%	3. 24%	6. 87%
佐賀県	10. 55%	3. 24%	7. 31%
長崎県	10. 06%	3. 24%	6. 82%
熊本県	10. 08%	3. 24%	6. 84%
大分県	10. 08%	3. 24%	6. 84%
宮崎県	9. 77%	3. 24%	6. 53%
鹿児島県	10. 13%	3. 24%	6. 89%
沖縄県	9. 44%	3. 24%	6. 20%

別表3（第40条関係）

介護保険料率
1. 62%

別表3の2（第40条の2関係）

子ども・子育て支援金率
0.23%

別表4（第41条関係）

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	670円	255円	415円
第3級	870円	335円	535円
第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,330円	510円	820円
第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,030円	775円	1,255円
第8級	2,410円	920円	1,490円
第9級	2,800円	1,070円	1,730円
第10級	3,260円	1,245円	2,015円
第11級	3,800円	1,450円	2,350円

(2) 前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	760円	290円	470円
第4級	950円	365円	585円
第5級	1,150円	440円	710円
第6級	1,410円	540円	870円
第7級	1,750円	670円	1,080円

第8級	2, 080円	795円	1, 285円
第9級	2, 410円	920円	1, 490円
第10級	2, 810円	1, 075円	1, 735円
第11級	3, 270円	1, 250円	2, 020円

別表5（第52条及び第54条関係）

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	11. 05%	10. 00%	3. 02%	6. 98%	1. 05%
疾病任意継続被 保険者	10. 33%	10. 00%	3. 02%	6. 98%	0. 33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者	0. 88%	—	—	—	0. 88%
独立行政法人等 職員被保険者	0. 33%	—	—	—	0. 33%

別表6（第55条関係）

介護保険料率
1. 76%

別表7（第55条の2関係）

子ども・子育て支援金率
0. 23%

附 則

- この変更は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第40条の2、第55条の2及び別表4の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 変更後の別表2、別表3、別表5及び別表6の規定は、令和8年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。

- 3 変更後の別表3の2及び別表7の規定は、令和8年4月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。
- 4 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和8年3月分から令和9年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあっては、令和8年4月分から令和9年3月分まで）の間、0.10%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.10%を控除した率」と読み替えるものとする。

【参考】

全国健康保険協会定款 新旧対照表（改正部分のみ）

変更案	現行																																																																																
<p><u>(子ども・子育て支援金率)</u></p> <p><u>第40条の2 法第160条の2第1項の規定に基づき定める子ども・子育て支援金率は、別表3の2に定める率とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援金率)</u></p> <p><u>第55条の2 船保法第122条の2第1項の規定に基づき定める船員保険の子ども・子育て支援金率は、別表7に定める率とする。</u></p>																																																																																	
別表2（第37条及び第39条関係）	別表2（第37条及び第39条関係）																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th><th>一般保険料率</th><th>特定保険料率</th><th>基本保険料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td><td><u>10. 28%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>7. 04%</u></td></tr> <tr> <td>青森県</td><td><u>9. 85%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 61%</u></td></tr> <tr> <td>岩手県</td><td><u>9. 51%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 27%</u></td></tr> <tr> <td>宮城県</td><td><u>10. 10%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 86%</u></td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td><u>10. 01%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 77%</u></td></tr> <tr> <td>山形県</td><td><u>9. 75%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 51%</u></td></tr> <tr> <td>福島県</td><td><u>9. 50%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 26%</u></td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td><u>9. 52%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 28%</u></td></tr> <tr> <td>栃木県</td><td><u>9. 82%</u></td><td><u>3. 24%</u></td><td><u>6. 58%</u></td></tr> </tbody> </table>	都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率	北海道	<u>10. 28%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>7. 04%</u>	青森県	<u>9. 85%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 61%</u>	岩手県	<u>9. 51%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 27%</u>	宮城県	<u>10. 10%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 86%</u>	秋田県	<u>10. 01%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 77%</u>	山形県	<u>9. 75%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 51%</u>	福島県	<u>9. 50%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 26%</u>	茨城県	<u>9. 52%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 28%</u>	栃木県	<u>9. 82%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 58%</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th><th>一般保険料率</th><th>特定保険料率</th><th>基本保険料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td><td><u>10. 31%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 93%</u></td></tr> <tr> <td>青森県</td><td><u>9. 85%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 47%</u></td></tr> <tr> <td>岩手県</td><td><u>9. 62%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 24%</u></td></tr> <tr> <td>宮城県</td><td><u>10. 11%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 73%</u></td></tr> <tr> <td>秋田県</td><td><u>10. 01%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 63%</u></td></tr> <tr> <td>山形県</td><td><u>9. 75%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 37%</u></td></tr> <tr> <td>福島県</td><td><u>9. 62%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 24%</u></td></tr> <tr> <td>茨城県</td><td><u>9. 67%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 29%</u></td></tr> <tr> <td>栃木県</td><td><u>9. 82%</u></td><td><u>3. 38%</u></td><td><u>6. 44%</u></td></tr> </tbody> </table>	都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率	北海道	<u>10. 31%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 93%</u>	青森県	<u>9. 85%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 47%</u>	岩手県	<u>9. 62%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 24%</u>	宮城県	<u>10. 11%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 73%</u>	秋田県	<u>10. 01%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 63%</u>	山形県	<u>9. 75%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 37%</u>	福島県	<u>9. 62%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 24%</u>	茨城県	<u>9. 67%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 29%</u>	栃木県	<u>9. 82%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 44%</u>
都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率																																																																														
北海道	<u>10. 28%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>7. 04%</u>																																																																														
青森県	<u>9. 85%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 61%</u>																																																																														
岩手県	<u>9. 51%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 27%</u>																																																																														
宮城県	<u>10. 10%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 86%</u>																																																																														
秋田県	<u>10. 01%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 77%</u>																																																																														
山形県	<u>9. 75%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 51%</u>																																																																														
福島県	<u>9. 50%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 26%</u>																																																																														
茨城県	<u>9. 52%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 28%</u>																																																																														
栃木県	<u>9. 82%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 58%</u>																																																																														
都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率																																																																														
北海道	<u>10. 31%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 93%</u>																																																																														
青森県	<u>9. 85%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 47%</u>																																																																														
岩手県	<u>9. 62%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 24%</u>																																																																														
宮城県	<u>10. 11%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 73%</u>																																																																														
秋田県	<u>10. 01%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 63%</u>																																																																														
山形県	<u>9. 75%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 37%</u>																																																																														
福島県	<u>9. 62%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 24%</u>																																																																														
茨城県	<u>9. 67%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 29%</u>																																																																														
栃木県	<u>9. 82%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 44%</u>																																																																														

群馬県	9. 68%	3. 24%	6. 44%		群馬県	9. 77%	3. 38%	6. 39%
埼玉県	9. 67%	3. 24%	6. 43%		埼玉県	9. 76%	3. 38%	6. 38%
千葉県	9. 73%	3. 24%	6. 49%		千葉県	9. 79%	3. 38%	6. 41%
東京都	9. 85%	3. 24%	6. 61%		東京都	9. 91%	3. 38%	6. 53%
神奈川県	9. 92%	3. 24%	6. 68%		神奈川県	9. 92%	3. 38%	6. 54%
新潟県	9. 21%	3. 24%	5. 97%		新潟県	9. 55%	3. 38%	6. 17%
富山県	9. 59%	3. 24%	6. 35%		富山県	9. 65%	3. 38%	6. 27%
石川県	9. 70%	3. 24%	6. 46%		石川県	9. 88%	3. 38%	6. 50%
福井県	9. 71%	3. 24%	6. 47%		福井県	9. 94%	3. 38%	6. 56%
山梨県	9. 55%	3. 24%	6. 31%		山梨県	9. 89%	3. 38%	6. 51%
長野県	9. 63%	3. 24%	6. 39%		長野県	9. 69%	3. 38%	6. 31%
岐阜県	9. 80%	3. 24%	6. 56%		岐阜県	9. 93%	3. 38%	6. 55%
静岡県	9. 61%	3. 24%	6. 37%		静岡県	9. 80%	3. 38%	6. 42%
愛知県	9. 93%	3. 24%	6. 69%		愛知県	10. 03%	3. 38%	6. 65%
三重県	9. 77%	3. 24%	6. 53%		三重県	9. 99%	3. 38%	6. 61%
滋賀県	9. 88%	3. 24%	6. 64%		滋賀県	9. 97%	3. 38%	6. 59%
京都府	9. 89%	3. 24%	6. 65%		京都府	10. 03%	3. 38%	6. 65%
大阪府	10. 13%	3. 24%	6. 89%		大阪府	10. 24%	3. 38%	6. 86%
兵庫県	10. 12%	3. 24%	6. 88%		兵庫県	10. 16%	3. 38%	6. 78%
奈良県	9. 91%	3. 24%	6. 67%		奈良県	10. 02%	3. 38%	6. 64%
和歌山県	10. 06%	3. 24%	6. 82%		和歌山県	10. 19%	3. 38%	6. 81%
鳥取県	9. 86%	3. 24%	6. 62%		鳥取県	9. 93%	3. 38%	6. 55%
島根県	9. 94%	3. 24%	6. 70%		島根県	9. 94%	3. 38%	6. 56%

岡山県	<u>10. 05%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 81%</u>
広島県	<u>9. 78%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 54%</u>
山口県	<u>10. 15%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 91%</u>
徳島県	<u>10. 24%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>7. 00%</u>
香川県	<u>10. 02%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 78%</u>
愛媛県	<u>9. 98%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 74%</u>
高知県	<u>10. 05%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 81%</u>
福岡県	<u>10. 11%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 87%</u>
佐賀県	<u>10. 55%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>7. 31%</u>
長崎県	<u>10. 06%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 82%</u>
熊本県	<u>10. 08%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 84%</u>
大分県	<u>10. 08%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 84%</u>
宮崎県	<u>9. 77%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 53%</u>
鹿児島県	<u>10. 13%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 89%</u>
沖縄県	<u>9. 44%</u>	<u>3. 24%</u>	<u>6. 20%</u>

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
<u>1. 62%</u>

別表3の2 (第40条の2関係)

子ども・子育て支援金率
<u>0. 23%</u>

岡山県	<u>10. 17%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 79%</u>
広島県	<u>9. 97%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 59%</u>
山口県	<u>10. 36%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 98%</u>
徳島県	<u>10. 47%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>7. 09%</u>
香川県	<u>10. 21%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 83%</u>
愛媛県	<u>10. 18%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 80%</u>
高知県	<u>10. 13%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 75%</u>
福岡県	<u>10. 31%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 93%</u>
佐賀県	<u>10. 78%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>7. 40%</u>
長崎県	<u>10. 41%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>7. 03%</u>
熊本県	<u>10. 12%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 74%</u>
大分県	<u>10. 25%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 87%</u>
宮崎県	<u>10. 09%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 71%</u>
鹿児島県	<u>10. 31%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 93%</u>
沖縄県	<u>9. 44%</u>	<u>3. 38%</u>	<u>6. 06%</u>

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
<u>1. 59%</u>

別表4（第41条関係）

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	670円	255円	415円
第3級	870円	335円	535円
第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,330円	510円	820円
第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,030円	775円	1,255円
第8級	2,410円	920円	1,490円
第9級	2,800円	1,070円	1,730円
第10級	3,260円	1,245円	2,015円
第11級	3,800円	1,450円	2,350円

(2) 前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	760円	290円	470円

別表4（第41条関係）

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円
第2級	650円	250円	400円
第3級	860円	330円	530円
第4級	1,100円	420円	680円
第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,620円	620円	1,000円
第7級	2,000円	765円	1,235円
第8級	2,380円	910円	1,470円
第9級	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	3,220円	1,230円	1,990円
第11級	3,740円	1,430円	2,310円

(2) 前号に掲げる者以外の日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円

第4級	<u>950円</u>	<u>365円</u>	<u>585円</u>
第5級	<u>1, 150円</u>	<u>440円</u>	<u>710円</u>
第6級	<u>1, 410円</u>	<u>540円</u>	<u>870円</u>
第7級	<u>1, 750円</u>	<u>670円</u>	<u>1, 080円</u>
第8級	<u>2, 080円</u>	<u>795円</u>	<u>1, 285円</u>
第9級	<u>2, 410円</u>	<u>920円</u>	<u>1, 490円</u>
第10級	<u>2, 810円</u>	<u>1, 075円</u>	<u>1, 735円</u>
第11級	<u>3, 270円</u>	<u>1, 250円</u>	<u>2, 020円</u>

第4級	<u>940円</u>	<u>360円</u>	<u>580円</u>
第5級	<u>1, 140円</u>	<u>435円</u>	<u>705円</u>
第6級	<u>1, 400円</u>	<u>535円</u>	<u>865円</u>
第7級	<u>1, 730円</u>	<u>660円</u>	<u>1, 070円</u>
第8級	<u>2, 050円</u>	<u>785円</u>	<u>1, 265円</u>
第9級	<u>2, 380円</u>	<u>910円</u>	<u>1, 470円</u>
第10級	<u>2, 770円</u>	<u>1, 060円</u>	<u>1, 710円</u>
第11級	<u>3, 230円</u>	<u>1, 235円</u>	<u>1, 995円</u>

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	11. 05%	10. 00%	<u>3. 02%</u>	<u>6. 98%</u>	1. 05%
疾病任意継続 被保険者	10. 33%	10. 00%	<u>3. 02%</u>	<u>6. 98%</u>	0. 33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者	0. 88%	—	—	—	0. 88%
独立行政法人等 職員被保険者	0. 33%	—	—	—	0. 33%

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	11. 05%	10. 00%	<u>2. 95%</u>	<u>7. 05%</u>	1. 05%
疾病任意継続 被保険者	10. 33%	10. 00%	<u>2. 95%</u>	<u>7. 05%</u>	0. 33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者	0. 88%	—	—	—	0. 88%
独立行政法人等 職員被保険者	0. 33%	—	—	—	0. 33%

別表6 (第55条関係)

介護保険料率
<u>1. 76%</u>

別表6 (第55条関係)

介護保険料率
<u>1. 57%</u>

別表7（第55条の2関係）

<u>子ども・子育て支援金率</u>
0.23%

附 則

- 1 この変更は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第40条の2、第55条の2及び別表4の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3、別表5及び別表6の規定は、令和8年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 変更後の別表3の2及び別表7の規定は、令和8年4月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。
- 4 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和8年3月分から令和9年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあっては、令和8年4月分から令和9年3月分まで）の間、0.10%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.10%を控除した率」と読み替えるものとする。